

仕事と介護の両立支援制度について

ご家族(※1)が要介護状態(※2)となった場合に、仕事と介護の両立を支援するための制度があります。制度に関するご相談・お問い合わせは、労務保険室(03-6703-8339)へご連絡ください。

※1 配偶者・父母・子・祖父母・兄弟姉妹・孫・配偶者の父母

※2 負傷、疾病または身体上、精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態

◎介護休暇・介護休業

	介護休暇	介護休業
取得できる方	・1週間の所定労働日数が3日以上	・1週間の所定労働日数が3日以上 ・申請日から93日以内に退職予定でない ・【有期雇用の場合】申請日時点において、介護休業開始予定日の93日後から6ヶ月を経過する日までに退職予定でない(※3)
取得可能日数	対象家族が1人の場合は1年に5日 2人以上の場合は1年に10日 ※1年:4/1～翌年3/31	対象家族1人につき3回まで、通算93日 (93日を超えて介護が継続する場合、通算1年間の範囲内でさらに必要な日数。ただし介護休業給付金は通算93日まで)
取得単位	1日、半日、1時間 (勤務時間の途中(中抜け)での取得は不可)	1日
給与	支給なし	支給なし
給付金	支給なし	介護休業給付金(支給要件を満たした場合)
申請期限	当日でも可	休業開始予定日の2週間前まで
申請方法	「介護休暇申出書」を提出(書面またはメール)	下記を書面またはメールで提出 ①「介護休業申出書」 ②戸籍謄本もしくは住民票(介護対象ご家族の氏名・性別・生年月日、対象ご家族との続柄がわかるもの) ③対象ご家族の要介護状態がわかる書類

※3 例)5/1～8/1(93日間)の取得を2週間前の4/17に申請した場合

4/17時点で、2/1までに退職する予定がないこと



◎介護休業給付金

支給要件: 雇用保険加入者で、介護休業を開始した日前 2 年間に雇用保険の被保険者期間が 12 ヶ月以上あること

支給金額: 休業開始時賃金日額(原則、介護休業開始前 6 ヶ月間の総支給額 ÷ 180) × 支給日数 × 67%

◎その他制度

所定外労働や時間外労働の制限、深夜業の制限、短時間勤務制度等があります。詳細は就業規則をご確認ください
(WEB 給与明細ログイン後の画面より閲覧できます)。

◎よくあるお問い合わせ

Q: 介護休暇と介護休業のどちらを取得したらよいか?

A: 一般的には、介護休暇は通院の付き添いや介護サービスの手続き等の比較的短時間で終わるケース、
介護休業は、直接的に介護を行う場合はもちろん、介護施設の選定や入居準備等、ある程度まとまった日数が必要
なケースに向いているといえます。介護休業は 1 日でも取得できますが、1 回の取得とカウントされます。
取得上限に達した場合、再付与はされませんので、計画的に取得してください。

Q: 入院中や施設に入所している家族のために介護休暇や介護休業は取得できるか?

A: 歩行・排泄・食事・入浴等の日常生活の介助を一部でも行っている場合は、取得できます。

Q: 介護休暇や介護休業取得中、社会保険料は免除されるか?

A: 免除はされません。給与から控除ができなかった場合は、社会保険料をお振込みいただきます。

◎お問い合わせ窓口

株式会社アヴァンティスタッフ 労務保険室(03-6703-8339)